



《私の意見》

「総長選任規程」で失われたもの

～「実現する会」のアピールを読んで～ 井上 純一「考える会」世話人

●資料「総長公選制を実現する会」アピール、賛同者(12月5日現在)

●資料「市立岐阜商業問題」 ●編集後記・・・ 歴史の審判は厳粛なり！

【私の意見】

「総長選任規程」で失われたもの ～「実現する会」のアピールを読んで～

「立命館の民主主義を考える会」世話人
元国際関係学部教授 井上 純一

はじめに

今、私は12月5日に結成された「総長公選制を実現し、学園民主主義を創造する会」（略称「実現する会」）の設立集会アピールを手に取っています（このニュース5頁掲載のアピールを参照）。私たちの「考える会」が産声をあげたこの1年の展開の中で、7月の750名が参集した「7.15立命館の危機を克服し、新たな学園創造をめざす大集会」と並んで、「実現する会」の設立は、立命館学園の中に潜在していた大きなマグマが胎動を始めたことを予感させます。しかもこの会のアピールのすごさは、230名にも上る呼びかけ人が名を連ねていることです。

その中で60名を越える職員が、勇気を持って声をあげたことに対して、個人的にはその決断に敬意を覚えます。そしてこの間のトップダウンの学園運営方式の総仕上げだったとも言える、事実上「理事長指名」による総長選出を可能にした「総長選任規程」を廃止し、新しい総長公選制を実現する具体的な運動を契機にして、学園民主主義を創造する「第三次民主化」の大河へと向かう道呼びかけています。もし私たちの「考える会」の活動が、こうした展開に向かう流れの呼び水の一筋になっていたとすれば、うれしい限りです。



(一) 民主主義はチェックシステムを必要とする

「考える会」は、この1年、三回のフォーラムを開きました。その中で明らかになったことの一つは、大学における民主主義を守るためには、経営と教学の両側面の接点での合理的なチェックシステムを如何に築き上げることができるかということだ、と私は考えています。理事長主導での総長選挙制度の導入を阻止した法政大学の運動も、理事長＝総長制のもとでのチェックシステムが機能しなくなることに対する反対運動でした。立命

館大学が、この春以来厳しく問われてきたコンプライアンスというのは、大学運営の中のあらゆる場面—教学、経営を問わず—において、合理的なチェックシステムが制度的に機能していることであり、機能させるよう各人が、その職責に応じて自覚することにあります。「良い人（らしい人）」が運営しているから、その組織が良いものではありません。人に依存する運営ではなく、いかなる人が関与してもチェック機能が働く制度をもつ組織

運営が、個人・組織の逸脱を歯止めするのです。チェックシステム制度とその正しい運用だけが、人の恣意や暴走を、大事に至らない前に防止する役割をはたすことができるのです。教職員が実感した、この間の立命館学園の苦い経験は、それを教えています。その点で学園の民主主義を創造するというのは、合理的なチェックシステムを築き

あげ、システム構築の精神を忘れずに自覚的に運用していくことが、出発点になるのだと思います。このようなチェックシステムを最低限の前提にして、教職員や学生をはじめとする全学構成員による学園づくりへの積極的な参加の問題も展開できるのだと思います。




(二) 「総長選挙規程」はチェック機能を内包していた

それでは立命館では、従来それはどうであったのでしょうか。立命館学園では、理事長と総長を分離しています。そして総長は、以前の選挙規程では、教職員が過半数以上を占める制度によって選出されていました。それに対して理事長の選出には、教職員の意向が反映される制度的保障はなく、理事以外の教職員の関与する余地がありません。一方、伝統ある私学で教学権も確立している大学では、理事長と総長が同一人であるところも多くあります。例えば法政大学では選挙で選ばれた総長が、理事長になります。この場合には、総長が理事長になることによって教学と経営が同一人物に統合され、教職員によるチェック機能が働くことになっています。

立命館方式では、総長に対しては、学内のチェックシステムが働くことになっていましたが、理事長に対するチェック機能は、理事会が「反乱」でも起こさない限り、働くことはありません。このため、これを補完するものとして、「教学優先」「教学を支える財政」「全学合意」といった表現で、法人経営（その責任者たる理事長）が教学か

ら出発し常に教学的視点を優先することを、教学と経営の緊張関係の結び目にし、しかも法人の実質的決定機関である常任理事会の議長を総長が担うことによって、理事長＝経営に対するチェックが間接的になされるような仕組みになっていました。つまり学園の構成員（教職員・学生・院生）によるチェックがなされる公選制の総長選挙による総長が、選挙による正統性と信頼性という担保のもとに、常任理事会の議長として経営（理事長）を教学面からチェックすることになっていました。いわば従来の総長選挙は、総長の正統性と信頼性が選挙によって確保され（教職員による総長のチェック）、そのことが理事長よりも総長が学園内において正統性で優位にたちうる根拠（教学優先のもとで間接的に教職員が総長を通じて経営をチェック）になるという、二階建てのチェックシステムとして機能してきました。その意味で総長選挙規程、教学優先の考え、常任理事会の総長による運営は、総体として合理的チェックシステムの機能をもっていたと言えます。





(三) 「総長選任規程」はチェックシステムを崩壊させた

「総長選任規程」は、この、それなりに機能しうるチェックシステムを見事なまでに瓦解させました。現行選任規程を擁護する考えに、「規程は良いが、運用がまずかった」という意見もあるだろうと思います。しかし私はそんなことはないと思っています。総体として機能していたチェックシステムの、どこかの部分をいじれば、全体の変質が起こるのは明らかです。「運用がまずかった」という人は、先の総長選任過程で起こった不愉快な問題を言っているのしょうから、それはそれとして問題とすべきではありますが、単に運用に還元できない致命的な欠陥をもっています。それは、理事長へのチェックが不可能になることです。理事長への教職員による合理的なチェックシステムがどこかに存在するなら、まだしもこの「規程」はそれなりの意味を主張できますが、その様なものはいっさい存在していません。

「総長選任規程」にかえた公の理由の一つは、私立学校法の改正でした。「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する」（私立学校法 37 条）の一文が、理事長を学校運営の責任者と定め、「理事（理事長を除く）は、寄付行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理」（37 条 2 項）するのであるから、その文言に即して「総長選任規程」が定められたというわけです。長田理事長もその種の認識を 2008 年年頭所感で述べていました。しかし、ここには欺瞞があります。私立学校法の改定に対応して、総長選出方法を変えなければいけないという根拠はありません。総長と理事長が、具体的にどのような関係を持ち、総長をどのように選出するか、そして学校法人の運営をどのように図るかは、それぞれの法人の伝統とあり方にもとづいた工夫がなされれば良いのです。法人の機能が教学の機能に優先すべきとする根拠はありません。文部科学省の理解もそのようになっています。

しかし前理事長は、文字通り「理事長を補佐する総長」を選出する「総長選任規程」を、教学機関からの強い懸念・危惧を無視して強権的に決定しました。今や立命館学園の総長は、理事長に跪く存在へと零落し、総長は教職員によるチェックではなく、理事長によるチェックを受ける存在になっています。そのため総長の任用や再任は、理事長の覚え目出たいことが、最大の条件になっています。そうでなければ、総長候補として推薦もされることはありません。こうして理事長が選ぶ総長の出現によって、常任理事会も次第に変化していくでありましょう。なぜならもうそこでは、総長は理事長の意向を代行するものとしての役割を担わされ、トップダウンの方針が一元的に貫徹できる素地が造られているからです。確かに常任理事会の中での学部長理事の抵抗もまだ強いように感じられます。しかし制度がそう整備されていることによって、次第に変化する恐れは強くあります。教授会に支えられる学部長理事の奮闘を当てにするのには、限界があります。このように「総長選任規程」には、従来の理事長・総長分離制を教学優先のもとに機能させるチェックシステムは、見事に捨て去られています。

またこういう反応もあるかもしれません。トップである理事長の指導のもとに迅速に結論をだすのが、現代的な組織のあり方で、大学もそうなければいけないし、私立学校法の改定の趣旨はその点にあるのだから、総長のこうした置き方は当然だと。教育研究組織である「大学経営のあるべき姿は何か」——教学優先の思想がそれを表わしていると私は考えていますが————ということ抜きにしては、論議できませんが、一般営利企業ですら、株主総会があり、営業成績が厳しく経営者の責任をチェックするシステムをもっています。しかし学校法人立命館の理事長は、そのようなチェックを受けることはないということを指摘するだ

けでも十分だと思います。なぜなら常任理事会の構成においても、理事長を解任できる理事会の構

成においてでも、理事長の任命や依頼による役員が多数を占めうるからです。

(四) 理事長や総長の責任や自覚が問われている

こういう風に考えると、教学機関からだされた異論や疑念を真面目に検討し、応答されることなく制定された「総長選任規程」の成立と、それに基づいてなされた総長選任過程を振り返る時、現在の学園トップに問いかけることがどうしても必要になってきます。

何よりも現理事長は、「総長選任規程」が提起・制定された時の総長でした。常任理事会の議長として、教学機関の最高責任者の立場から常任理事会での議論をリードし、教授会などからだされた疑義や意見を拾い上げ、全学の合意と理解を積極的に築き上げていく重い責任を負っていたはずで、それは、この案件が教職員による総長の選出ではなくなるという、その一点だけにおいても、自分が教職員の選挙で選ばれた総長であるという立場からも、総長の位置づけの重大な変更になることを承知していたはずだからです。それ故に立命館学園のガバナンスの最重要な変更になることも知っていたはずで、それにもかかわらず教授会からの意見を聞きおくだけにしまい、トップとしての責任ある対応がなされた形跡を窺うことはできません。教学機関の長であった者として、また理事長と並ぶ教学優先の大学運営の最高責任者であった者として、どのように対応したのでしょうか。当時の常任理事会の議長として、また当時の教学の最高責任者として、今どう考え、この責任をどう思っているのかを、理事長に対して問わざるをえません。特別転籍問題や私大連盟の不適切支出問題の責任も重いのと思いますが、それと同等、否それ以上にこの責任を問うことは重要だ

と思います。それは立命館学園のガバナンスを、根底的に変質させる制度になってしまっているからです。

一方、現総長は、ある意味ではこのような「選任制度」で選ばれた「被害者」かもしれません。総長は、選任にいたる「異常な」過程に対する教職員の反応を当然耳にすることもあったでしょうから、恐らく心から笑える心境にはなれなかったでしょう。教職員にどれほど信頼されているかを自問するとき、普通ならばそこには不安がよぎるはずで、制度どおりに選任されたという点では、正統性を主張できるかも知れません。しかし信頼性はそれで担保されてはいません。教職員の信頼をえる唯一の可能性は、失われたチェックシステムを新たに再興する総長選出規程の検討を、自らの積極的なリーダーシップで全学に呼びかけ、新しい規程のもとで次の総長選挙を行うことだと私は思っています。おそらくそうした決断を教職員は今までは待っていたのだと思います。

「実現する会」の運動は、「第三次民主化」の大河になる予感がするし、またそうならなければ学園の活気はもどってこない気がします。230名の呼びかけで始まった会は、きっと瞬く間にその会員を増やしていくでしょう。そのことを通じて教職員は学園に危機意識をもち、自らの力で学園を創り上げていこうとする熱意をもっていることを、はっきりと示すでしょう。私は、「考える会」の一員として、心の中でそれを応援しながら、見届けたいと願っています。



総長公選制の実現に向けて大きな論議を巻き起こそう

——「総長公選制を実現し、学園民主主義を創造する会」設立集会アピール——

現行の「総長選任規程」は、2004年秋に、理事会の下に設けられた「総長選任制度検討委員会」、常任理事会の下に設けられた「総長選任制度改革策定委員会」が策定した報告書を、各学部教授会の厳しい反対意見を無視して、理事会が重要な骨格部分についてはほぼ無修正のまま強行的に決定したものです。

現行「総長選任規程」には、次のような問題点が含まれています。

第1は、総長候補を推薦する「推薦委員会」の構成です。旧「総長選挙規程」(第14条2項)において、「推薦委員会」は、理事、評議員だけでなく、各学部から教員1名(教授会で決定)、専任職員3名、2つの大学それぞれから学生1名も参加して構成されていました。ところが、現行「規程」では、理事長自らが「推薦委員会」の議長に就く推薦委員となったうえで、他のすべての推薦委員(常務理事以上から2名、学部長理事から2名、理事から2名、学外の有識者1名)を推薦するものとされています(第7条、第10条1項)。つまり、理事長が単独で推薦委員を推薦し、理事でない教職員、学生・院生は推薦委員から排除される仕組みになっているのです。

第2は、実際に投票する「選考委員」の人数です。旧「規程」(第23条)では、理事(教員理事を除く)13名、評議員(学外)14名、立命館大学の教員は各学部から12名、専任職員36名、研究科は各1名、学部生は各学部5名、APUの学生は各学部4名、付属生徒各校2名などとなっていました。それが、現行「規程」では、理事8名(理事長を含む)、評議員16名(2名増加)、教員は各学部から2名と大幅減、職員13名(大幅減)、各学部生1名(5名から1名へ)、各研究科1名、父母3名、卒業生4名へと大きく変わりました。明らかに、学園の構成員である教員、職員、学生・院生の「選考委員」が大幅に削減されています。

第3は、そもそも「選任」であって、「選挙」とは位置づけられていないところから、旧「規程」にあった選挙管理委員会の定めが現行「規程」にはなく、その事務の管理は総務部総務課が行うものとされていることです(第22条)。百歩ゆずって、たとえそれが「選挙」ではなく、「選任」であるという限りにおいても、その公正・透明性を担保する仕組みがまったく備えられていないのです。

以上のようにして、現行「総長選任規程」は、「教学の最高責任者」たる総長の選出を公選制から事実上の「理事長の任命制」へ改変することを、その本質的な特徴としています。現行制度上、理事長は、一方では、専務理事や財務・総務担当常務理事の選任に直接関与するだけでなく、さらには、総長の選任にも直接的な影響力を行使しうる構造となっているのです。このような総長選任制度において決定的に重要なのは、その総長が副総長・教学担当・学生担当常務理事などを指名・選任することによって、結果として、理事長に対して常任理事会での圧倒的な優越的地位を付与し、理事長とその周辺によるトップダウン・ガバナンス(命令的統治)、いいかえれば、常任理事会そのもの、さらには教授会の諮問機関化をも招来するものとなっている、ということです。

このことをもっとも典型的な形で示したのが、退任慰労金大幅増額の支給決定をめぐる問題でありました。常任理事会が合議制議決機関であるという、その本来の役割を果たし得ない事態が生み出されたのです。「退任慰労金」が常任理事会ではまったく論議されず、いきなり一般理事会で決定されたという事態は、まさしく、常任理事会が「理事会に提出する案件の審議および日常業務について協議する」と定めた寄付行為施行細則第6条2号に反する行為です。この事例に典型的に見られるごときトップダウン・ガバナンス(命令的統治)が生み出したこの数年の学園全体に及ぶ鬱屈した空気の根源に、理事長の任期を事実上定めていない「寄付行為」とともに、現行「総長選任規程」が存在している、と私たちは考えます。

《資料：学園をめぐる新聞記事から》

*岐阜市立商業高校の立命館誘致をめぐる問題

岐阜市会

立命館誘致にNO

市立高移管問題 存続請願を採択

学校法人立命館（京都市）が岐阜市にある市立岐阜商業高校の校舎や敷地の移管を打診を要する請願を賛成し、立命館側は、二〇〇

八年度中に市が態度決定しなければ交渉を白紙に戻すと表明しているが、市議会の請願採択で移管は極めて厳しい状況になった。

立命館側は〇六年、同校の移管を受けて「立命館岐阜高校」を開校したいと市に提

「市立高廃止、立命館付属に」

議会反対、岐阜市長辞職

12月12日（日）
岐阜市の細江茂光市長（60）が11日、市立岐阜商業高校を学校法人「立命館」（京都市）に移管し、付属高校として開校する計画について市議会の同意が得られないとして、市議会議長に退職申し出書を出した。市長は出直し市長選に立候補し、市民に移管問題の是非を問う考えだ。

出直し選へ

市議会は「教育は市の活性化の道具なのか。有名ブランド校の誘致で市が活性化するのは本末転倒だ」などと反対し

立命館は「（市長の辞意は）予想外であり誠に驚いている。当面は事態の推移を見守りたい」とコメントした。

進む私大の系列化

立命館の広報課によると、立命館大の志願者は、地域別では近畿圏に次いで東海圏が多く、卒業生も多い。岐阜市への進出をねらうのも、そうした背景があるからだ。

立命館は現在、系列化した京都の旧私立宇治高、北海道の旧私立札幌経済高を含む四つの中高一貫校を運営。このうち06年に滋賀県守山市立守山女子高から移管した立命館

守山高は、翌年に中学校を併設して一貫校とした。少子化が進むなか、私立大が既存の中学、高校を系列化したり提携したりする動きは進んでいる。今年6月、早稲田大が大阪府茨木市の私立摂津中学・高校を「系属校」にした。「関関同立」と呼ばれる関西の有名私大も、系列化や、関西の高校と協定を結んで一定数の入学枠を設けている。

11日の市議会でも、岐阜商の存続を求める請願が賛成多数で採択されたのを受け、退職申し出書を出した。記者会見した細江市長は「市民の思いと議会の結論は違うのではないか。古い岐阜が新しい岐阜に生まれ変わる試金石。民意を確認したい」と述べた。

市は06年に立命館から「付属の中高一貫校」としての提案を受け、今年3月に市

市は06年に立命館から「付属の中高一貫校」としての提案を受け、今年3月に市

市は06年に立命館から「付属の中高一貫校」としての提案を受け、今年3月に市

【予告】学園のあり方を考える 第2回シンポジウム

～ 総長公選制を実現し、学園の民主主義を創造しよう～

日時： 1月23日（金）18時30分～（18時開場）

場所： 衣笠・至徳館304東西会議室

BKC・コアステーション大会議室

朱雀・B01会議室

【編集後記】

歴史の審判は厳粛なり！

NHKの大河ドラマ「篤姫」は、過去10年の中で最も高い視聴率で終了した。篤姫役を務めた俳優宮崎あおいの演技もさることながら、やっと意思が通い合えるようになった夫家定を亡くし、孤独になりながらも激動の幕末から明治維新の時代を生き抜いた、天璋院の生き様に共感を覚えた女性が多かったせいではないでしょうか。もちろん家定役の堺雅人、小松帯刀役の瑛太、生島役の松坂慶子はじめ脇役陣の名演技に共感を覚えた人も多かったでしょう。

最後に、天璋院は江戸城大奥を去るにあたり、「自分は徳川家の行く末を見守るために天は遣わされたのか」と自問する。編集子も「立命館の行く末を見守るために遣わされたのか」と思う今日このごろです。

2000年以降、「平和と民主主義」の教学理念がかつてなく揺れ動いた時はありません。立命館の将来像「学園の中期計画」一めぐる議論をトップダウンで、批判・反対論が多数出されていたにもかかわらず途中で打ち切ったこと、同規模私大のなかで低い本俸水準にも関わらず2005年度から一時金1ヶ月カットを強行し、その一方で前理事長・総長の退任慰労金増額規程を常務会の一部の者で常任理事会にも諮らず、いきなり一般理事会にかけて押し切ったこと、異論が多数出していたにもかかわらず、十分な往復議論をせず総長公選規程を選任規程に変更したこと。

「何を言っても無駄だ」という雰囲気が漂い、ものが自由に言えない淀んだ学園のムードにあって、この「考える会」の第1回フォーラム・結成集会報告集（'08. 2. 15 発行）の編集後記で「立命館学園には、まだ良心のかがり火が煌々と燈されている。『変質』はそういつまでも続くものでもあるまい。教職員や学生の心をつかまえない『変質』は、学園を愛する本当の持続的な力にはならない」と指摘しました。そして、そのために、「考える会（元教職員）」は現役教職員を励まし続けることを宣言しました。1年で学園の現場は大きく変わってきました。総長・理事長室長主導で進めていた岐阜市立商業移管も、存続を求める18万人の署名の前にNo！を突きつけられました。いみじくも、今年を象徴する字は“変”。

教職員組合がこの数年の運動課題の集大成として提起した「緊急提言」は、全学の世論を大きく包み動かしました。それに慌てた常務会は「総長・理事長声明」を発表、教職員の信頼回復を図らなければならないことを表明しました。その具体化の第一歩が11月19日に開かれた秋闘団交で、「一時金カット分の大部分回復に迫る歴史的なベースアップ」（ここ10年来0%回答を打破し）を勝ち取ったことでした。

しかし、教職員および退職教職員の怒りは、お金で頬を撫でられて済む問題ではありません。「緊急提言」の4大重点課題は、学園ガバナンスの民主化、つまり賃金を得る基本ベースにあたる働きがい、学びがいのある学園づくり、そして、その運営を執り行うリーダーのあるべき姿を迫ってきたのです。果たして、教学の最高責任者として現総長が「トップダウン」ガバナンスを終焉に導くことが出来るかどうか、そのリーダーシップが問われています。

現役教職員を中心とした改革・創造運動は、教授会・職場を軸に始まったばかりです。今こそ、研究の発展に尽力し、学生の教育と成長に責任を持ち、援助する教職員の「天命の質」を高めることが求められています。そのために教職協働を強め、「天璋院」の如く意見の違いを超えて要求で団結し、学園創造運動を発展させることが大切です。また、組合運動の成果に確信を持ちつつ、今時の社会的情勢を直視し、「運動の荷を分かち合うことなく、自分だけが良ければ」という考えでなく、経済的困難な学生や非常勤講師・契約職員の方々などの待遇改善に力を注ぐことが求められています。

(M&H)

事務局連絡先：

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学教職員組合 気付

「立命館の民主主義を考える会（元教職員）」

TEL:075-465-8200（宮澤気付） FAX:075-465-8201

メールアドレス rits.democracy@gmail.com

ホームページアドレス <http://rits-democracy.blogspot.com/>